

多良木町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）にあつては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>特に居住の安定を図る必要がある場合として次項で定める場合</u> 214,000円</p> <p>イ <u>アに掲げる場合以外の場合</u> 158,000円</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 入居者及び同居親族がいずれも町税及び公共料金等を滞納していないこと。</p> <p>2 <u>第1項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合</u></p> <p>ア <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その</u></p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）にあつては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入が、<u>ア、イ又はウに掲げる場合に</u>応じ、<u>それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p>ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合</u> 令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ <u>町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合</u> 令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> 令第6条第5項第3号に規定する金額</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>障害の程度が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類の違いに応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める障害の程度であるもの</u></p> <p><u>（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>（イ） 精神障害（知的障害を除く。（ウ）において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</u></p> <p><u>（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p><u>イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ二の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ三の第1款症であるもの</u></p> <p><u>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p><u>エ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p><u>オ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p><u>（2） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p><u>（3） 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p><u>（4） 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合</u></p>	

改正後							改正前						
(入居者資格の特例)							(入居者資格の特例)						
第7条 (略)							第7条 (略)						
2 前条第2項第4号に掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第5号まで、被災者等にあつては同条第3号及び第4号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。							2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第4号まで、被災者等にあつては同条第3号及び第4号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
団地名	建設年度	構造	形式	面積 (㎡)	戸数	備考	団地名	建設年度	構造	形式	面積 (㎡)	戸数	備考
(略)							(略)						
小林	昭和45年	木造瓦葺平屋建	2DK	36.85	4		小林	昭和45年	木造瓦葺平屋建	2DK	36.85	4	
	昭和45年	木造瓦葺平屋建	2K	33.11	4			昭和45年	木造瓦葺平屋建	2K	33.11	4	
	昭和47年	木造瓦葺平屋建	2DK	38.30	4			昭和47年	木造瓦葺平屋建	2DK	38.30	4	
	昭和47年	木造瓦葺平屋建	2K	34.97	4			昭和47年	木造瓦葺平屋建	2K	34.97	4	
	昭和48年	木造瓦葺平屋建	2K	36.63	4			昭和48年	木造瓦葺平屋建	2K	36.63	4	
小林第2	平成24年	木造瓦葺平屋建	3DK	79.44	3		(略)						
(略)													

附 則 (平成 年 月 日多良木町条例第 号)

この条例は、平成25年 月 日から施行する。